

実績ある取り組み事例から学ぶ

国民健康保険料(税)収納率向上 対策研修会(取組事例編)

10月6日 本会会議室



今回の収納率向上対策研修会は、今後の各保険者における収納事務の取り組みに活用いただくため、新型コロナウイルス感染拡大防止措置として人数制限などを行った上で実施した。

研修会では講師に、NPO法人ローカルガバメント・ネットワーク副理事長であり、神奈川県横浜市で収納事務に携わっている川井幸生氏をお招きし、取り組み事例や取り組み方法などを発表していただいた。

研修会には、各保険者の収納事務に携わる担当者ら約30名が受講した。



NPO法人ローカルガバメント・
ネットワーク副理事長
(横浜市 健康福祉局
生活福祉部 保険年金課
滞納整理指導員)

川井 幸生氏

『未納が発生した早い段階で回収を』

横浜市における国民健康保険料の収入未済額(滞納額)は、平成16年度の約300億円をピークに減少しており、令和元年度には約59億円となっている。収納率では、リーマンショックのあった平成20年度の87.3%から上昇しており、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響があったものの、約95%となっているなど、これまでの状況について説明した。

また、保険料の回収については、徴収可能分は確実に徴収し、納付資力を超える部分は執行停止・即時欠損とする。収納した保険料は滞納繰越分から先に回収分として充てがちだが、現年分が増えると全体の滞納額が上がり圧縮する事が出来ないとグラフを用いて説明し、現年度分を優先して整理し、その勢いで滞納繰越分を回収する取り組みをした方が翌年度への繰越分が少なくなり、収入未済額は減少するとしている。

このあと、横浜市での未収債権整理促進のための取組方針について説明があり、主な内容としては「未納が発生した早い段階で回収する」「高額未納案件を中心に原則、納期後1年以内に滞納整理方針を決定する」「資力がないと判断された場合は法令等に基づく納付緩和措置を行う」ことなどとしている。

一方、生活困窮者自立支援制度にも触れ、「人的支援、断らない支援、寄り添い型の支援」をコンセプトに取り組んでおり、債務整理により家計が安定し、国民健康保険料の納付をスタートさせた事例などを紹介した。コロナ禍ということもあり、対象となる人にはまず相談してもらい、その上で必要な支援を行っているとした。

『納付者が不公平感をもたないように』

続いて、滞納整理業務テキストを用いて対応フローなどについて説明し、納付相談に入る前にやるべきこと、納付相談時には一括納付を原則とすること、国民健康保険料以外の市税等を滞納している場合の連携の重要性などについて、様々な滞納者の言い分に対する具体的な対応方法を交えて説明・解説した。

また、市民対応の心構えとしては、苦しくても納付している人がいる。その人を含め、自発的に納付している大多数の納付者が不公平感を持つ事が無いよう、適正な判断をしたうえで、「できないことはできない」と毅然として言う態度も時として必要であると述べた。

このあと、給与所得者や不動産所有者の調査と差押、ローン返済者に係る債権の流れなど具体的な手順等についても説明した。

最後に、コロナ禍の現状において、保険料の減免に該当する場合は確実に申請していただき減免することが必要であると、このことで、困窮する加入者を救済するとともに、保険料の賦課額を減少させ、徴収したものと同様に収納率を向上させることができると述べた。

第三者行為求償事務の 現状と事例を学ぶ

令和2年度 第三者行為求償事務講習会

10月20日 東京都社会福祉保健医療研修センター



本会は、保険者における第三者行為に起因する損害賠償求償事務の取り組みを支援するため、第三者行為求償事務講習会を開催した。今回の講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限りマスク着用とこまめな手洗いをお願いし、参加人数の制限などを行った上で、本会企画事業部管理課求償係 第三者行為求償事務専門員 佐藤宏を講師とし、第三者行為求償事務の実務事例や解決策などを講演した。

後半は、東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課区市町村指導担当 主任 林慎也氏をお招きし、都内区市町村及び東京都における第三者求償事務の取り組み状況について説明いただいた。

講習会には、各保険者の第三者行為求償事務に携わる担当者ら78名が受講した。実務経験1年未満の担当者らも多数参加し、耳を傾け熱心にメモをとる姿が見られた。

『第三者行為求償案件については東京都国保連合会へ委託を』

佐藤氏は、「令和元年度第三者行為損害賠償求償事務実施状況」について、第三者行為求償受託件数の95%以上は交通事故であり、その中でも最近では自転車に関わっている事故が増加傾向であると話した。令和2年4月1日に施行された自転車損害賠償保険等への加入の義務化についても触れ、自転車事故については、加害者が自転車損害賠償保険等へ加入しているかよく確認して業務を行うことが重要と述べた。

その他、「第三者行為求償事務における損害賠償請求権」「第三者行為に該当する事例」などについても説明した。

損害賠償請求権の消滅（時効）については、通常業務をしていればまず時効を迎えることは考えられないので、早期に発見して対応を行い、管理者がしっかりと業務の把握をしてほしいと強調した。

また、本会では損保会社OBを雇用し第三者行為求償事務の業務を効率的に行っているため、これまで以上に第三者行為求償案件については是非委託してほしい旨を話した。

事例を用いた講演では、判例タイムズによる過失割合の求め方や事故発生状況報告書の重要性について説明をした。

『令和3年度は6つの評価指標へ』

林氏からは、「令和3年度の保険者努力支援制度における評価指標」について説明があった。

その中で、令和2年度保険者努力支援制度の7つの評価指標が令和3年度には6つの評価指標になる旨とその配点について触れた。

また、覚書を遵守していない損保会社があった場合、区市町村は、当該損保会社名・担当者名を東京都国保連合会へ通報し、通報を受けた東京都国保連合会は国保中央会へとリレーし、国保中央会は、損保団体と厚生労働省に連絡すると説明があった。

講演

「第三者行為求償事務(主に交通事故)実務の現状と解決策等」

本会企画事業部
管理課求償係
第三者行為求償
事務専門員
佐藤 宏



講演

「都内区市町村及び東京都における 第三者求償事務の取り組み状況」

東京都福祉保健局
保健政策部
国民健康保険課
区市町村指導担当
主任
林 慎也 氏

